申請事業主の方へ

障害者雇用助成金について

～ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金 ～

\ らしく、はたらく、ともに /

JEED

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構　大分支部

R8.11

はじめに

障害者を雇用する際には、作業施設・設備の改善や職場環境の整備、雇用管理制度の整備等を障害特性に応じて行うことにより、障害者各人の能力と適性を十分に引き出すことが重要となります。

障害者雇用助成金は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき設けられた障害者雇用納付金制度として、**障害者の雇入れや雇用の継続**を行うために必要となる**施設・設備の整備や雇用管理の整備等を行う事業主に対して、助成を通じて支援**するものです。



障害者雇用助成金の種類



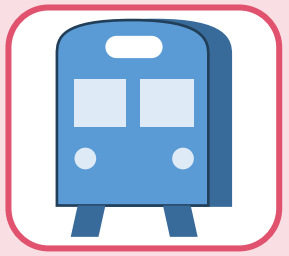
設備などの整備に関する助成金

- 障害者作業施設設置等助成金（作業施設など）
- 障害者福祉施設設置等助成金（福祉施設など）
- 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金



職場でのサポート体制の整備に関する助成金

- 障害者介助等助成金（職場復帰、職場介助者、職場支援員など）
- 職場適応援助者助成金（企業在籍者による支援、外部の法人による支援）



通勤に関する助成金

- 重度障害者等通勤対策助成金
  （住宅の賃借、住宅手当の支払、通勤用車両の購入、駐車場の賃借など）



能力開発・法人の障害者雇用の支援に関する助成金

- 障害者能力開発助成金（施設設置、運営費）
- 障害者雇用相談援助助成金

障害者雇用助成金には
次の**8種類**があります。



障害者雇用助成金の活用事例

義足使用者の職場環境改善に向けたトイレの洋式化及び床の改修

- 障害者作業施設設置等助成金

車いすでも使用できる食堂手洗い場の改修

- 障害者福祉施設設置等助成金

通勤を容易にするため自ら住宅を借り入れた視覚障害者に住宅手当を支給

- 重度障害者等通勤援助助成金（住宅手当の支払助成金）

職場復帰にあたり勤務時間の変更と職種転換を行い雇用を継続

- 障害者介助等助成金（職場復帰支援助成金）

地方公共団体の制度と助成金を併用した始業から終業までの支援

- 障害者介助等助成金（重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金）

障害者雇用相談援助事業について

◆障害者雇用相談援助事業とは

新たに障害者の雇い入れを検討している事業主を対象に
障害者雇用の経験やノウハウを有する認定事業者から

障害者の一連の雇用管理に関する相談援助を無料で受けることができます。

本事業の目的

①ハローワーク等に求人の申し込みを行うこと。
②対象障害者を雇い入れ、その雇用を継続すること。

◆支援対象となる事業主

○**法定雇用率（2.5%→令和8年7月から2.7%）未達成企業**
→障害者の雇用義務があるにも関わらず障害者を１人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）
○**中小企業**　○**除外率設定業種の企業**（特に除外率引下げによる影響が大きい企業）

【支援内容】▶経営陣の理解促進　▶障害者雇用推進体制の構築　▶企業内での障害者雇用の理解促進
▶当該企業内における職務の創出・選定　▶採用・雇用方針の決定　▶求人の申込みに向けた準備や採用活動の準備
▶企業内の支援体制等の環境整備　▶採用後の雇用管理や職場定着等

◆詳細および認定事業者一覧

大分労働局ホームページ「**障害者雇用相談援助事業**」で検索

障害者雇用助成金を活用するために

- 障害者雇用助成金は、障害者雇用にかかる事業主の経済的負担の軽減のために、**働く環境の整備や障害者特性による課題の軽減などに対し支給されます**。

  →『障害者を雇用すれば助成金がもらえる』という考え方ではなく、
  『障害者を雇用するにあたり、助成金を活用する』と、整理しましょう。

- 障害者の雇用の継続のため、**障害者個々の障害特性から生じる就労上の課題を克服**するために、**事業主としてどのような措置を実施するか**を検討してください。

- 受給するには、助成金ごとの要件を満たすほか、申請期間内に適正に申請を行うことが必要です。まずは早めに助成金窓口までご相談ください。

  →認定申請、支給申請ともに申請期間が設定されています。
  （助成金によっては、雇い入れ日から６か月以内等）

- **助成金の申請に際し、同意なく個人情報を利用することはできません。**
  個人情報の取り扱いには、十分注意しましょう。

  →「個人情報の保護に関する法律」に従うとともに、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（厚生労働省策定）に準じた取扱いを行ってください。



各種助成金のパンフレット等のご案内

各種助成金パンフレット



機構ホームページ



パンフレットや各種助成金の申請様式は機構ホームページからダウンロードできます。

JEED　障害者助成金　**検索**

申請・相談窓口のご案内

郵送または持参による申請・相談窓口

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
大分支部　高齢・障害者業務課
〒870-0131　大分県大分市皆春1483-1
大分職業能力開発促進センター内

☎ 097-522-7255

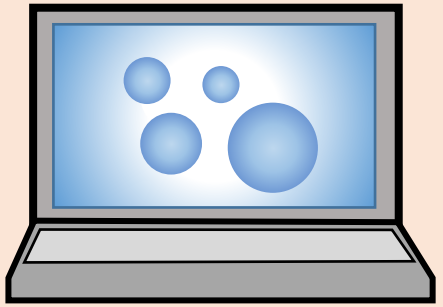
https://www.jeed.go.jp

電子による申請　e-Gov電子申請サービス

https://shinsei.e-gov.go.jp

e-Gov電子申請のメリット

- 窓口が閉まっていても大丈夫
- どこからでも申請可能
- マイページで状況をすぐに確認
- パソコン上だけで手続が完了



※詳しくはe-Gov電子申請サービス『初めてお使いの方へ』をご覧ください。

【ご案内】

○作成した申請書・請求書は、**郵送又は支部持参により提出**するか、デジタル庁が運営する**e-Gov電子申請サービスを利用して電子で提出**することが出来ます。

○制度改正等により、申請様式や提出いただく書類が変更となっている場合があります。機構のホームページから**最新の様式をダウンロードして申請をお願いします。**

○作成した申請書・請求書の**郵送の際は、簡易書留や特定記録郵便等の記録が残る方法でお送りください。**



ご清聴ありがとうございました